



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年10月10日火曜日 第450号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...1016
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧(2件).....	(農地整備課) ...1017
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課) ...1017
道路の区域変更(県道蔭淵下波線).....	(南予地方局管理課) ...1019
医師の指定.....	(福祉総合支援センター) ...1019
指定医師の所在地の変更.....	(") ...1020
指定医師の辞退の届出.....	(") ...1020

監査公表

監査結果に基づく措置の公表.....	(監査事務局) ...1020
--------------------	-----------------

選挙管理委員会告示

政治団体の届出事項の異動の届出.....	(選挙管理委員会) ...1030
政治団体の解散の届出.....	(") ...1031

告 示

○愛媛県告示第1079号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年10月10日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグストアモリ今治別宮町店
今治市別宮町七丁目25番 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一木1148番地の1
代表取締役 森 竜馬
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一木1148番地の1
代表取締役 森 竜馬
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年5月23日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,466平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数

51台

イ 駐輪場の収容台数

10台

ウ 荷さばき施設の面積

40平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

8 25立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和5年9月22日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1080号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、松山市和田地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和5年10月10日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・門田口地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年10月11日から11月8日まで

3 縦覧場所

松山市役所北条支所

○愛媛県告示第1081号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、西条市小松町大頭地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和5年10月10日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・大頭地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年10月11日から令和5年11月8日まで

3 縦覧場所

西条市役所西部支所

○愛媛県告示第1082号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年10月10日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社
茨城県ひたちなか市堀口751
代表取締役社長 小澤 英彦

2 事業場の名称及び所在地

ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社
西条工場
西条市ひうち8-6

3 特定施設に関する事項

(1) A - 129

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1分当たり2リットル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手2ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01 最大 0.01
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01 最大 0.01
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.004 最大 0.007
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	20
	最大	30

(2) A - 130

特定施設の種類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1分当たり2リットル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手2ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.004 最大 0.007
	炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.017 最大 0.026
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 20 最大 30

(3) A - 131

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特 定 施 設 の 能 力	ウエハー1時間当たり42枚処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手2ヶ月後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 1.0 最大 2.0
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 48 最大 96

(4) E - 92

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号 水 廃ガス洗浄施設
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり0.1立方メートル処理

工 事 の 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日		着手2ヶ月後
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日		完成後直ちに
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔		連 続
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間		24時間
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要		な し
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 5.7 最大 5.7
	炭含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 23 最大 51

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 弗素含有廃水処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年9月30日		
処 理 施 設 の 種 類 及 び 型 式	弗素含有廃水処理施設		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート、FRP、SS製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 15,550ミリメートル 横 20,250ミリメートル 高さ 4,800ミリメートル		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり72立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	凝集沈殿方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0	通常 8.0~10.0 最大 8.0~10.0

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5	通常 8.13 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40	通常 15 最大 35
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	通常 29.5 最大 49.5
	炭素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278	通常 4.51 最大 7.45
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1,630 最大 1,680	通常 1,630 最大 1,680

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.91 最大 9.36	通常 7.91 最大 9.36
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 23.9 最大 38.8	通常 23.9 最大 38.8
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 28.7 最大 52.77	通常 28.7 最大 52.77
	炭素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.35 最大 7.96	通常 1.35 最大 7.96
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 6,080 最大 6,780	通常 6,080 最大 6,780

(2) 酸アルカリ廃水中和処理施設

設置年月日	昭和58年9月30日		
処理施設の種別及び型式	酸アルカリ廃水中和処理施設		
処理施設の構造	コンクリート、エポキシ樹脂		
処理施設の主要寸法	縦 6,050ミリメートル 横 18,950ミリメートル 高さ 4,800ミリメートル		
処理施設の能力	1時間当たり300立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~10.0 最大 3.0~10.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1 工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.5 最大 7.7
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 24.5 最大 40.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 21.3 最大 40.0
	炭素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.99 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 8,295 最大 9,000

備考 この他に、雨水専用排水口が5箇所ある。

○愛媛県告示第1083号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年10月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	蔭淵下波線	宇和島市遊子1396番地先 同市遊子1435番地先	旧	メートル 13.5~20.4	キロメートル 0.023	
		宇和島市遊子1436番2から 同市遊子1437番3まで	新	15.5~22.4	0.023	

○愛媛県告示第1084号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和5年10月10日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	佐伯佳央里	東温市志津川	令和5年10月1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	澤田貴虎	東温市志津川	令和5年10月1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	角田俊雄	東温市志津川	令和5年10月1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	田中武道	東温市志津川	令和5年10月1日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	消化器外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	押切太郎	東温市志津川	令和5年10月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	小児科	西条中央病院	相原香織	西条市朔日市804番地	令和5年10月1日
肢体不自由、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	リハビリテーション科	伊予病院	澤井志保	伊予市八倉906番地5	令和5年10月1日
肢 体 不 自 由	整形外科	西条市民病院	廣松崇史	西条市小松町妙口甲1521番地	令和5年10月1日

○愛媛県告示第1085号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和5年10月10日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
谷川和史	社会医療法人石川記念会HITO病院	四国中央市上分町788番地1	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	令和5年4月1日
谷川和史	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	瀬戸内海病院	今治市北宝来町二丁目4番地9	令和5年9月1日
牧野景	愛媛県立子ども療育センター	東温市田窪2135番地	西条中央病院	西条市朔日市804番地	令和5年9月1日
宮本和久	住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	みやもと眼科クリニック	新居浜市坂井町三丁目6番26号	令和5年10月1日
立花亮祐	住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	令和5年10月1日

○愛媛県告示第1086号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和5年10月10日

愛媛県知事 中村時広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢 体 不 自 由	整形外科	市立八幡浜総合病院	三藤建志	八幡浜市大平1番耕地638番地	令和5年9月7日

監査公表

愛媛県監査委員 高橋正浩
同 大西誠
同 高田健司
同 松下行吉

○公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年10月10日

監査対象機関		監査年月日	
循環型社会推進課		令和4年8月9日	
<p>(監査の結果)</p> <p>収入未済の行政代執行費用（高濃度PCB廃棄物の処分に係るもの）について、適切に債権管理されたい。</p>			
調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
30年度	1者	546,962	令和3年度決算による
<p>(措置の内容)</p> <p>債権者である法人に対し、平成31年3月26日付けで代執行費用の納付命令を行い、令和元年5月8日付けで督促状を送付。納付期限内に納付されなかったことから、法人の財産調査を行い、債権回収手続きを進め、令和2年9月17日に98,320円を回収した。今後も適切な債権管理を行い、債権回収に努める。</p>			

監査対象機関		監査年月日	
保健福祉課		令和4年8月18日	
<p>(監査の結果)</p> <p>収入未済の生活安定資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。</p>			
調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
16年度及び17年度	438者	38,938,710	令和3年度決算による
<p>(措置の内容)</p> <p>未収入金の収入確保については、市町に対し、借受人や連帯保証人へ連絡等を行い、生活状態等の確認や償還督促を実施し、また、行方不明者についても追跡調査を行うよう要請してきたところ。</p> <p>その結果、令和3年度末の未収入金38,938,710円のうち、令和4年度中に29,300円（1者完納）を回収した。また、時効援用の申立があった36名について、2,981,350円を不納欠損とした結果、令和4年度末には、前年度より債務者数で37者減の401者、収入未済額で3,010,650円減の35,928,060円となっている。</p> <p>今後とも借受人等の生活状況に応じた適切な償還指導により、債権の整理に努めたい。</p>			

監査対象機関		監査年月日		
子育て支援課		令和4年8月29日		
<p>(監査の結果)</p> <p>1 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。</p>				
区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	4,101,840	1,000,560	5,102,400	金額は各年度の決算による
2年度	85,820	914,740	1,000,560	
差引増減	4,016,020	85,820	4,101,840	
<p>2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き</p>				

努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	4,434,013	243,342,572	247,776,585	金額は各年度の決算による
2年度	5,348,843	249,053,777	254,402,620	
差引増減	914,830	5,711,205	6,626,035	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	294,769	20,412,351	20,707,120	金額は各年度の決算による
2年度	187,983	19,916,400	20,104,383	
差引増減	106,786	495,951	602,737	

(措置の内容)

1 児童扶養手当返還金については、督促など納入指導に努めているが、令和4年度（令和5年5月末時点）で収入未済額は11,936,080円となっており、令和3年度と比べて増加しているが、これは不正受給を4件更正した結果によるものである。

納入指導については、制度の趣旨や返還金の発生理由について説明を行うとともに、個々の債務者の実態に応じて督促等を継続している。また、当該返還金は、主に受給者の受給資格に関する届出遅延により発生していることから、町に対して受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導、関係部門との連携及び関係公簿等の確認について周知徹底を図り、今後も返還金の発生の未然防止に努めたい。

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子・父子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、資金の貸付けの段階から本人への相談・指導にあたっている県下の母子・父子自立支援員全員の協力を得ながら、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めた。

また、令和5年3月から、一度も償還のない者等に対して外部の債権回収会社に連帯保証人を含む債務者に一斉に通知を発生させるなど、収入未済額の減少に努めた。（委任件数192件、未納額96,945,969円）

これらの結果、前年度からの滞納繰越分268,483,705円のうち、4,842,700円が4年度内に納入され、また4年度償還分4,047,076円が未収となったことから、4年度末の収入未済額は267,688,081円となっており、引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めたい。

なお、債権回収の外部委託については、令和5年度も引き続き実施しており、令和5年6月15日現在で、6,504,386円が回収されている。

監査対象機関		監査年月日	
障がい福祉課		令和4年8月29日	
<p>(監査の結果)</p> <p>収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。</p>			
調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
2年度	1者	140,000	令和3年度決算による

(措置の内容)

新型コロナウイルス感染拡大の影響等により親族で集まる機会が持たず、相続の話が進展しない状況が続いているため、返還が困難な状況であるが、年金受給権者の遺族に対して定期的な状況確認及び納入指導を行った。

引き続き、適切に納入指導を行ってまいりたい。

監査対象機関	監査年月日
経営支援課	令和4年8月31日

(監査の結果)

中小企業振興資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
29年度	1者	5,096,460	令和3年度決算による

(措置の内容)

当該違約金は、平成29年4月に誓約した分割納付計画に基づき、同年4月から毎月150,000円を回収し、令和4年2月に完済予定となっていたが、貸付先が業績不振に陥り、令和元年5月から納付が困難になった。

その後、県中小企業再生支援協議会等の支援を受けながら進めていた新たな償還計画を含む経営改善計画の策定が新型コロナウイルス感染症等の影響により、遅れていたが、令和3年度末に策定された。

当該計画に基づき、違約金については、令和4年7月から毎月150,000円の納付が再開されており、関係金融機関と連携して当該企業の事業再生を支援しながら、適切な債権管理に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
林業政策課	令和4年8月29日

(監査の結果)

1 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	0	57,575,846	57,575,846	金額は各年度の決算による
2年度	0	60,129,846	60,129,846	
差引増減	0	2,554,000	2,554,000	

2 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
平成19年度～平成21年度及び令和元年度	3者	1,328,465	令和3年度決算による

(措置の内容)

1 林業改善資金貸付金償還金については、近年、林業・木材産業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、法人の解散による事業の廃止等により令和3年度末で3者57,575,846円の未収金が生じていた。

4年度も債務者の資力等に応じた償還の指導に努め1,659,500円が償還されたが、新たに1者515,000円の未収金が発生した結果、4年度末現在の未収金額は4者56,431,346円となった。

令和5年度は、5月末までに243,000円の償還があり、5年5月末現在の未収金額は、4者56,188,346円となっている。

今後とも、地方局等を通じて債務者の状況を把握するなど、適正な債権管理を行い、貸付金が滞納となった場合の違約金(年12.25%)が多額にならないよう元金の早期償還に努めるとともに、適切な償還指導により、未収金の早期収入に努めたい。

2 法人の解散による事業の廃止等により生じた貸付金償還金に係る違約金については、3年度末で3者1,328,465円の未収金が生じていた。

4年度も債務者への償還指導に努めた結果、年度内に120,000円が償還されたため、4年度末現在の未収金額は3者1,208,465円となった。

令和5年度は、5月末までに20,000円の償還があったため、5年5月末現在の未収金額は、3者1,188,465円となっている。

違約金の滞納については、既に貸付金償還金を完済し違約金のみとなっている1者を除いて、貸付金償還金完済後の違約金納入を指導しているところである。

今後とも、違約金に係る適正な債権管理に努めたい。

監査対象機関	監査年月日
森林整備課	令和4年8月29日

(監査の結果)

県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところである。令和3年度単年度収支は県営林経営改善計画額の99%に当たる4,871万円の黒字を確保したが、令和3年度末の歳入不足額は、21億3,650万円となっており、平成27年3月に見直しを行った県営林経営改善計画を着実に実行するなど、今後の健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。

(措置の内容)

県有林経営事業特別会計は、平成27年3月に見直しした「県営林経営改善計画」に基づき経営改善に努め、令和4年度においては、6,592万円の黒字を計上したところ。また、令和4年度において、経営改善計画の改善と専決処分による繰上充用の見直しを行い、更なる経営の改善を図ることとした。

(経営改善計画の改善：令和5年3月)

- ・事業発注方式の見直しによる経費の節減
- ・主伐の導入による生産性及び収益の向上
- ・人件費の削減による経費の削減(令和10年度～3名2名)

(繰上充用の見直し：令和4年度2月補正予算)

- ・令和4年度2月補正予算に、一般会計からの繰出金を計上し、累積欠損金を解消

監査対象機関	監査年月日
漁政課	令和4年8月22日

(監査の結果)

1 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	0	3,197,000	3,197,000	金額は各年度の決算による
2年度	0	4,364,000	4,364,000	
差引増減	0	1,167,000	1,167,000	

2 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金（貸付金償還金に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
平成22年度及び令和2年度	2者	1,653,236	令和3年度決算による

（措置の内容）

1 沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、厳しい漁業経営を強いられる中、令和3年度末で3名分3,197,000円の滞納繰越が生じている。これに対して、定期的に本人と面談して、分割による償還を指導してきた結果、令和4年度は、うち1名から計108,000円、もう1名からは計360,000円、残る1名からは960,000円を収入した。

今後とも、適正な償還指導を通じて未収金の早期収入に努め、債権全体の回収に繋げて参りたい。

2 2名分違約金1,653,236円は長期滞納となっており、定期的に本人と面談し、違約金の早期納入を指導している。当面は、償還金（元本）の完済を優先させ、早期に違約金の支払いが可能となるよう適正な納入指導を継続することとしている。

所に債務不存在確認請求事件として提起を行い、県としても、損害賠償請求事件として令和2年1月31日に反訴の提起を行ったが、令和5年1月25日、県敗訴の地裁判決言渡しがあった。

このため、同年2月7日に高松高等裁判所に控訴を行ったが、同年8月30日、県敗訴の判決が言い渡され、当該損害弁償金に係る県主張は棄却されたことから、判決が確定次第、債権の取消し手続をとることとした。

監査対象機関

監査年月日

東予地方局地域産業振興部

令和4年7月4日

（監査の結果）

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	135,634,636	121,147,897	256,782,533	金額は各年度の決算による
2年度	172,765,114	142,337,463	315,102,577	
差引増減	37,130,478	21,189,566	58,320,044	

監査対象機関

監査年月日

建築住宅課

令和4年8月18日

（監査の結果）

1 住宅貸付損害金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	0	24,825,445	24,825,445	金額は各年度の決算による
2年度	0	25,188,819	25,188,819	
差引増減	0	363,374	363,374	

2 工事の契約手続遅延に伴う損害弁償金（消費税増税分）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
元年度	1者	9,751,200	令和3年度決算による

（措置の内容）

1 令和3年度末時点における住宅貸付損害金（96名24,825,445円）の退去滞納者に対しては、催告通知等回収に努めたところ、令和4年度中に1名から27,000円の入金（完納）、分割納入中の1名から120,000円の入金があり、最終的な過年度分未収金（令和5年度繰越）については95名24,678,445円となった。

なお、令和4年度においては新たな住宅貸付損害金は発生していない。

引き続き地方局と連携しながら収入確保に努めるとともに、より一層の収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
4年度	0	24,678,445	24,678,445	金額は各年度の決算による
3年度	0	24,825,445	24,825,445	
差引増減	0	147,000	147,000	

2 債務者が請求内容を不服として、令和元年10月16日に松山地方裁判

（措置の内容）

滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において、滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化期間の設定、差押の早期着手と換価処分の促進などを実施し、滞納整理に努力した結果、令和4年度に繰り越した収入未済額256,782,533円が令和5年5月31日現在で124,458,371円に減少した。

令和4年度現年課税分については、自動車税納期内納付キャンペーンによる啓発活動に加え、「コンビニ収納」、「クレジットカード納付」及び「スマートフォン決済アプリ納付」等、納税環境の整備により納税者の利便性向上に努め、納期内自主納税の促進を図るとともに、滞納者に対しては、早期に財産調査を進め、預金、保険、給与などの差押え等による滞納処分を積極的に実施した結果、令和5年5月31日時点の未収入金は27,964,197円となった。

今後とも、納税秩序の維持と税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

監査対象機関

監査年月日

東予地方局健康福祉環境部

令和4年7月4日

（監査の結果）

1 生活保護費戻入金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	0	285,020	285,020	金額は各年度の決算による
2年度	0	292,020	292,020	
差引増減	0	7,000	7,000	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	9,975,436	58,319,338	68,294,774	金額は各年度の決算による
2年度	10,227,252	51,638,800	61,866,052	
差引増減	251,816	6,680,538	6,428,722	

(父子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	154,431	173,123	327,554	金額は各年度の決算による
2年度	40,123	133,000	173,123	
差引増減	114,308	40,123	154,431	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	104,637	2,149,163	2,253,800	金額は各年度の決算による
2年度	114,300	2,236,871	2,351,171	
差引増減	9,663	87,708	97,371	

(措置の内容)

1 生活保護費戻入金のうち、令和4年度発生分については、丁寧な説明と粘り強い償還指導により、全額納入させた。

なお、令和3年度からの滞納繰越分285,020円については、生活保護費返還金納付計画に基づく適期収入が図られるよう、債務者への督促状・催告書の送付や臨戸訪問による納入指導に努めた結果、滞納者の相続人から21,000円が納入され、収入未済額は264,020円に減少した。

今後も債務者の生活状況を把握するとともに、適切な返還指導等により、収入未済額の縮減に努めて参りたい。

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計の貸付金償還金については、貸付申請時に母子・父子自立支援員が制度を十分説明し適正な償還計画を作成するよう指導するとともに、償還開始直前には借受人に償還が始まることを連絡するなど、適期収入に努めた。

また、償還が滞った者には、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び借主(連帯借主)への電話といった償還指導に加え、連帯保証人を通じた働きかけを行ったものの、疾病や就労収入の低下等により家計が悪化し、貸付当初に計画した償還が困難となる者も多く、令和4年度償還分のうち、計9,252,661円は未収となった。

なお、令和3年度からの滞納繰越分計70,876,128円については、市の母子・父子自立支援員との協力のもと、借主及び連帯借主への電話指導、連帯保証人による償還の促進等の納入指導に努め、4,295,713円が納入された。これらの結果、令和4年度の収入未済額は合計75,833,076円に増加したことから、引き続き、借主の生活状況に応じた適切な償還指導を粘り強く行い、納期限内の収入確保と滞納繰越額の縮減に努めて参りたい。

(監査の結果)

県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	660,099	1,646,100	2,306,199	金額は各年度の決算による
2年度	463,400	1,739,000	2,202,400	
差引増減	196,699	92,900	103,799	

(措置の内容)

令和3年度末時点で2,306,199円の収入未済額があったが、令和4年度においても納入促進を図るため、滞納者に対して定期的に戸別訪問等による納入督促を行った。

また、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出し等での催告、連帯保証人への協力依頼などにより強力的に納入指導を実施するとともに、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し訴訟を提起することとしている。

この結果、4年度は、滞納繰越金886,599円の納入があり、不納欠損処分76,200円を行った。令和4年度現年度分の収入未済額は1,370,400円となり、令和4年度分を含めた収入未済額は、前年度に比べ407,601円増の2,713,800円となっている。

今後とも、引き続き納入督促を行い、滞納整理に努めて参りたい。

監査対象機関

監査年月日

東予地方局今治土木事務所

令和4年7月14日

(監査の結果)

県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	562,500	1,675,100	2,237,600	金額は各年度の決算による
2年度	1,744,400	1,459,700	3,204,100	
差引増減	1,181,900	215,400	966,500	

(措置の内容)

令和3年度末時点で2,237,600円(31名)の収入未済額があったが、令和4年度においても納入促進を図るため、滞納者に対して定期的に戸別訪問等による納入督促を行った。

また、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出し等での催告、連帯保証人への協力依頼などにより強力的に納入指導を実施するとともに、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し訴訟を提起することとしている。

この結果、令和4年度には、滞納繰越金の35.5%、795,100円(23名)の納入があった。また、令和4年度現年度分の収入未済額が674,100円となり、令和4年度未現在の収入未済額は、前年度に比べ121,000円減の2,116,600円となった。

今後とも、引き続き納入督促を行い、滞納整理に努めて参りたい。

監査対象機関

監査年月日

東予地方局建設部

令和4年7月4日

監査対象機関	監査年月日
中予地方局地域産業振興部	令和4年7月7日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	194,671,037	265,776,243	460,447,280	金額は各年度の決算による
2年度	387,182,235	272,146,032	659,328,267	
差引増減	192,511,198	6,369,789	198,880,987	

(措置の内容)

県税の納期限内の収入確保に向け、特に自動車税種別割(旧自動車税)については、例年、「納期内納付キャンペーン」を実施しており、具体的には、関係機関へのポスター掲示依頼や、商工会議所・商工会から事業者への納期内納付の周知依頼、コンビニ及びキャッシュレス(クレジットカード、スマートフォン決済アプリ等)納付などの多様な納税方法を周知する等の広報活動を実施し、納税者の意識啓発や滞納の未然防止を図ることにより、同税の現年度課税分の納期内納付を促進した。

また、県税の収入未済額の縮減に向け、愛媛県徴収確保対策本部において策定した滞納整理方針及び目標に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者に配慮しつつ、引き続き、必要なものについては迅速かつ厳正な差押、換価等の滞納処分等の執行、税務職員の相互併任等による市町と連携した滞納整理の推進などにより、効果的かつ効率的な滞納整理を実施するとともに、平成24年度から県内の徴収困難案件や煩雑な公売案件の集約を目的として当局に設置された「愛媛県特別滞納整理班」においても、新型コロナウイルス感染症拡大時に搜索等の活動が大きな制約を受ける中、活動可能な時期には感染防止対策を十分に行ったうえで専門的な滞納整理活動を実施し、積極的に滞納処分に取り組んだところである。

これらの取組みの結果、令和4年度末の収入未済額のうち、現年度分は、例年、未納者への一斉催告を年3回(8月、10月、2月)実施していたが、4年9月に導入した新県税システムの不具合により年1回(8月)しか実施できなかった影響などもあり、自動車税種別割の収入未済額が増加し、3年度末から36,573,242円、18.79%増となったものの、滞納繰越分は、徴収努力により、3年度末から45,138,095円、16.98%減となり、現年度分と滞納繰越分を合わせた収入未済額は、3年度末の460,447,280円から451,882,427円へと8,564,853円、1.86%減となった。

今後とも、引き続き納税秩序を確立し、税負担の公平性と県税収入の確保を図るため、納期内納付の促進と収入未済額の縮減に努めて参りたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
4年度	231,244,279	220,638,148	451,882,427	金額は各年度の決算による
3年度	194,671,037	265,776,243	460,447,280	
差引増減	36,573,242	45,138,095	8,564,853	

監査対象機関	監査年月日
中予地方局健康福祉環境部	令和4年7月7日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	24,494,469	19,501,761	43,996,230	金額は各年度の決算による
2年度	3,241,078	18,024,578	21,265,656	
差引増減	21,253,391	1,477,183	22,730,574	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	2,035,098	9,523,940	11,559,038	金額は各年度の決算による
2年度	1,728,824	9,161,352	10,890,176	
差引増減	306,274	362,588	668,862	

(父子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	56,385	0	56,385	金額は各年度の決算による
2年度	0	0	0	
差引増減	56,385	0	56,385	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	0	606,936	606,936	金額は各年度の決算による
2年度	116,534	713,200	829,734	
差引増減	116,534	106,264	222,798	

(措置の内容)

1 生活保護費戻入金の過年度収入未済額については家庭訪問や電話、文書等で納入指導や債権消滅時効(5年間)を迎えた債権の不納欠損手続きを行った結果、前年度からの滞納繰越額43,996,230円が、2,822,336円(不納欠損含む)減少したものの、令和4年度現年度償還分56,762,867円が未納となったことから、令和4年度末現在の収入未済額は97,936,761円、対前年度比53,940,531円の増となっている。

令和4年度現年度償還分未納の主な要因は、世帯訪問等により生活保護受給の適正指導をすることで、令和3年度に引き続き、偽装離婚や収入のある世帯員の隠匿等が判明した世帯に対して厳正に対処した結果である。(3年度2件、4年度10件)

滞納者は、生活保護を受給中又は受給していた者で、厳しい生活状況にあることから、返済が進まない状況にあるが、今後も、粘り強く家庭訪問や電話、文書等により返還指導を行うとともに、一括返済の難しい世帯に対しては分納のアドバイスをするなど、収入の確保と収入未済額の縮減に努めたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
4年度	56,762,867	41,173,894	97,936,761	・消滅時効期間5年（地方自治法236条第1項）
3年度	24,494,469	19,501,761	43,996,230	
差引増減	32,268,398	21,672,133	53,940,531	

生活保護法第63条（急迫時の保護費）又は78条（不正受給した保護費）による費用返還。

不納欠損処分 568,671円

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金の過年度収入未済額については家庭訪問や電話、文書等で納入指導を行った結果、前年度からの滞納繰越額12,222,359円が、1,611,816円減少したものの、令和4年度現年度償還分2,132,223円が未納となったことから、令和4年度末現在の収入未済額は12,742,766円、対前年度比520,407円の増となっている。

令和4年度現年度償還分未納の要因は、新型コロナウイルスの影響等で、借主（母・父）や連帯借主（子（学生等））が失職したり、就職できなかったため貸付金の償還が滞ったことなどである。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、電話・文書等による返還指導を行うとともに、個々の生活状況に応じた適切な返還計画などの指導も併せて行い、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の整理・縮減に努めたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
4年度	2,067,783	10,178,404	12,246,187	・消滅時効期間10年（民法166条第1項）
3年度	2,035,098	9,523,940	11,559,038	
差引増減	32,685	654,464	687,149	

不納欠損処分 なし

（父子福祉資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
4年度	64,440	16,110	80,550	・消滅時効期間10年（民法166条第1項）
3年度	56,385	0	56,385	
差引増減	8,055	16,110	24,165	

不納欠損処分 なし

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
4年度	0	416,029	416,029	・消滅時効期間10年（民法166条第1項）
3年度	0	606,936	606,936	
差引増減	0	190,907	190,907	

不納欠損処分 なし

監査対象機関	監査年月日
中予地方局建設部	令和4年7月7日
（監査の結果）	
1 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減	

に、一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	4,521,926	9,345,843	13,867,769	金額は各年度の決算による
2年度	3,885,198	9,678,471	13,563,669	
差引増減	636,728	332,628	304,100	

2 収入未済の河川不法投棄物処分費用負担金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備考
29年度	1者	248,400	令和3年度決算による

（措置の内容）

1 令和3年度末における県営住宅貸付料滞納分（13,867,769円）については、愛媛県県営住宅家賃滞納整理要領及び愛媛県県営住宅指定管理者業務仕様書に基づき、本人に対する督促状の送付、電話や訪問による督促、呼出しによる納付指導を行うとともに、保証人に対する納付指導依頼を行うほか、退去者の未回収債権については、債権回収業者への収納業務委託により滞納の解消に努めている。

この結果、令和5年5月末日現在の収入未済額のうち、現年度分は、滞納者の増加により、6,486,729円（前年度比43%増）となり、また、滞納繰越分は、3,455,106円の納付及び358,300円の不納欠損処分により、10,054,363円に減少したものの、対前年度比では708,520円の増となり、現年度分と滞納繰越分を合わせた収入未済額は16,541,092円、対前年度比2,673,323円の増となった。

今後とも住宅貸付料の納期限内収入に留意するとともに、滞納繰越分についても収入確保に努めたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
4年度	6,486,729	10,054,363	16,541,092	金額は各年度の決算による
3年度	4,521,926	9,345,843	13,867,769	
差引増減	1,964,803	708,520	2,673,323	

2 当該債権については、債務者が生活保護を受給しているため、定期的に就労状況等の確認を行い、適切な債権管理に努めてきたものの、納付見込みが立たず、督促期限であった平成30年6月20日を起点に、地方自治法第236条で定める消滅時効の5年が経過したことから、愛媛県会計規則第33条に基づき令和5年7月5日付けで「不納欠損」処分とした。

監査対象機関	監査年月日			
南予地方局地域産業振興部	令和4年7月15日			
（監査の結果）				
県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。				
区分	収入未済額（円）			備考
現年度分	滞納繰越分	計		
3年度	37,974,232	39,996,673	77,970,905	金額は各年度の決算による
2年度	47,331,685	45,146,963	92,478,648	
差引増減	9,357,453	5,150,290	14,507,743	

(措置の内容)

令和4年度現年度課税分については、前年度に引き続き自動車税納期前納付キャンペーンや「クレジットカード」や「スマートフォン決済アプリ」等の納税方法の拡充などによる納期前自主納税の促進に努めるとともに、給与を中心とした債権の差押等積極的な滞納処分を実施したが、コロナ禍の影響により個人県民税の収入額が減少したことから、未収金は46,374,164円となり、前年度に比べて8,399,932円増加した。

令和4年度滞納繰越分については、滞納整理方針及び数値目標に基づき計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化期間の設定、債権差押の徹底と換価処分の促進、局独自文書催告など徴収確保に努め、本局管内(平成24年度～)及び支局管内(平成26年度～)において取り組んでいる「県・市町税務職員の相互併任」による個人県民税等の滞納案件に係る徴収確保等により、令和3年度に繰越した未収入金77,970,905円は令和5年5月31日現在43,998,757円となり、33,972,148円減少した。

これらの取組を行ったが、個人県民税の収入額減少の影響が大きく、現年度分、滞納繰越分を合わせた収入未済額は、令和3年度末の77,970,905円から、令和4年度末には90,372,921円となり、12,402,016円、15.90%の増加となっている。

今後も、滞納繰越額の約9割を占める個人県民税対策に重点を置いて、「県や市町の税務職員の相互併任」や、個人住民税に係る県の直接徴収などに継続して取り組み、収入未済額の削減に努めたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
4年度	46,374,164	43,998,757	90,372,921	令和5年5月31日現在
3年度	37,974,232	39,996,673	77,970,905	令和4年5月31日現在
差引増減	8,399,932	4,002,084	12,402,016	

監査対象機関

監査年月日

南予地方局健康福祉環境部

令和4年7月12日
令和4年7月15日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	6,537,004	14,457,364	20,994,368	金額は各年度の決算による
2年度	1,369,221	13,275,648	14,644,869	
差引増減	5,167,783	1,181,716	6,349,499	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	2,238,369	25,235,697	27,474,066	金額は各年度の決算による
2年度	4,165,368	29,329,757	33,495,125	
差引増減	1,926,999	4,094,060	6,021,059	

(父子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	158,712	80,082	238,794	金額は各年度の決算による
2年度	80,082	0	80,082	
差引増減	78,630	80,082	158,712	

3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	375,641	3,506,699	3,882,340	金額は各年度の決算による
2年度	243,278	3,774,171	4,017,449	
差引増減	132,363	267,472	135,109	

(八幡浜支局)

(措置の内容)

1 令和3年度末において、地域福祉課の生活保護費戻入金の収入未済額が20,994,368円であったが、訪問や電話等による納入指導などを行った結果、未納額は18,196,127円となった。

未納者は76名であり、うち36名は保護中である。

引き続き、未納者に対し粘り強く適切な返還指導を行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

なお、令和4年度の現年度分生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

令和5年5月31日現在

令和4年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
16,210,350円	15,134,524円	1,075,826円	93.4%

未納者19名

2 令和3年度末において、母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子福祉資金貸付金償還金の収入未済額が27,712,860円であったが、訪問や電話等による納入指導を行った結果、令和5年3月末までに4,063,246円の納入があり、また時効援用のあった354,000円(1名)を不納欠損処分したため、未納額は23,295,614円となった。

滞納者79名中17名が償還済みとなったほか、51名からは一部納入を得た。

しかしながら、借主の不安定な雇用状況等から、生活困窮者、多重債務者など依然として償還困難者が多い状態である。

今年度も引き続き、滞納者へ催告書を送付するとともに、就労情報の提供や口座振替の推進、日々の電話催告等に応じない滞納者に対する戸別訪問、連帯保証人に対する償還協力の要請等を積極的に行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

なお、令和4年度の現年度分母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金については、次のとおりとなっている。

令和5年5月31日現在

令和4年度調定額	収入済額	収入未済額	償還率
67,345,660円	65,505,964円	1,839,696円	97.3%

未納者29名

3 令和3年度末において、八幡浜支局福祉室の生活保護費戻入金の収入未済額が3,882,340円であったが、訪問や電話等による納入指導を

行った結果、令和5年3月末までに62,137円納入され、未納額は3,820,203円となった。

未納者は18名であり、うち7名は保護中である。

引き続き、未納者に対し粘り強く適切な返還指導を行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

なお、令和4年度の現年度分生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

令和5年5月31日現在

令和4年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
3,008,209円	2,585,938円	422,271円	86.0%

未納者7名

監査対象機関	監査年月日
南予地方局建設部	令和4年7月15日

(監査の結果)

県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	717,300	987,500	1,704,800	金額は各年度の決算による
2年度	956,449	673,100	1,629,549	
差引増減	239,149	314,400	75,251	

(措置の内容)

県営住宅貸付料については、令和3年度末時点で、13世帯、計1,704,800円の家賃収入未済額があったが、滞納者及び連帯保証人に対し、督促状の送付・呼出し・訪問等納付指導に努めた結果、12世帯から計946,600円の納付(全額納付9世帯)があり、収入未済額は、4世帯、758,200円に減少した。

なお、現年度分の収入未済額の増加は、長期滞納者2世帯分の滞納額増加が主な要因となっている。当該2名については、令和5年5月に、退去通告書を送付し、滞納家賃の納付を強く求めているところである。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めてまいりたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
4年度	873,000	758,200	1,631,200	金額は各年度の決算による
3年度	717,300	987,500	1,704,800	
差引増減	155,700	229,300	73,600	

監査対象機関	監査年月日
南予地方局八幡浜土木事務所	令和4年7月12日

(監査の結果)

県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	17,400	0	17,400	金額は各年度の決算による
2年度	123,800	0	123,800	
差引増減	106,400	0	106,400	

(措置の内容)

電話等で粘り強く督促を行った結果、令和2年度から令和3年度に繰り越された収入未済額123,800円については令和3年度中に、また、令和3年度末に新たに発生し令和4年度に繰り越された収入未済額17,400円については、令和4年8月中に全額解消した。

監査対象機関	監査年月日
福祉総合支援センター	令和4年4月20日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	6,555,410	28,785,020	35,340,430	金額は各年度の決算による
2年度	6,063,150	27,965,150	34,028,300	
差引増減	492,260	819,870	1,312,130	

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対し、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、平成15年度に制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、四半期毎に徴収検討会議を開催し、未納状況について情報を共有するとともに、滞納者の生活状況や重点的に納付を指導すべき未収金について検討を行い、文書催告や臨戸訪問等により積極的に滞納整理を行った。

今後とも、保護者との連絡を密にし、収入の確保に努めたい。

区分	収入未済額(円)		
	令和3年12月31日現在	令和3年度末現在(令和4年度への繰越額)	令和5年5月31日現在
3年度 現年分	5,845,610	6,555,410	6,312,260
3年度 滞納繰越分	33,327,360	28,785,020	22,382,690
計	39,172,970	35,340,430	28,694,950
4年度 現年分			6,441,266
合計(+)	39,172,970	35,340,430	35,136,216

監査対象機関	監査年月日
東予子ども・女性支援センター	令和4年5月18日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
3 年 度	4,524,787	8,455,850	12,980,637	金額は各年度の決算による
2 年 度	2,158,650	6,571,900	8,730,550	
差引増減	2,366,137	1,883,950	4,250,087	

（措置の内容）

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状の送付をするとともに、徴収会議において未納者の状況を把握し、電話催告、戸別訪問を実施し、収入未済額の縮減に努めている。

今後とも、負担金の適時・適切な収入に留意するとともに、滞納繰越分については、面接やケース訪問時を利用して保護者との連絡を密にし、期限内納入の啓発に努めるとともに、効果的な督促を行い収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	令和3年11月30日現在	令和4年度への繰越額（令和3年度末現在）	令和5年5月31日現在	
令和3年度分	2,400,220	4,524,787	4,252,437	金額は各年度の決算による
滞納繰越分	8,608,050	8,455,850	8,148,650	
計	11,008,270	12,980,637	12,401,087	
令和4年度分			4,659,463	
合 計（ + ）	11,008,270	12,980,637	17,060,550	

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

南予子ども・女性支援センター 令和4年5月25日

（監査の結果）

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
3 年 度	1,212,870	9,306,295	10,519,165	金額は各年度の決算による
2 年 度	1,602,375	9,701,660	11,304,035	
差引増減	389,505	395,365	784,870	

（措置の内容）

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状、10月に催告書を送付するとともに、徴収会議を開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別を実施、訪問または電話による重点的な納入催告に努めた。

その結果、令和4年度に繰り越した未収金10,519,165円の内、令和5年3月末現在220,040円を収納し、2,598,550円を不納欠損処理した。

今後とも、負担金の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越分についても、保護者との連絡を密にし、効果的な督促に努め、その縮減に努めたい。

区 分	収入未済額（円）	
	令和4年度への繰越額（令和3年度末現在）	令和5年5月31日現在
令和3年度分	1,212,870	1,212,870
滞納繰越分	9,306,295	6,487,705
計	10,519,165	7,700,575
令和4年度分		1,313,500
合計（ + ）	10,519,165	9,014,075

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

教 育 総 務 課 令和4年9月1日

（監査の結果）

奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
3 年 度	48,685,000	207,409,375	256,094,375	金額は各年度の決算による
2 年 度	57,984,000	226,335,529	284,319,529	
差引増減	9,299,000	18,926,154	28,225,154	

（措置の内容）

奨学資金貸付金償還金については、奨学生の採用時及び貸与終了時に、学校長を通じ制度の趣旨や返還義務等を指導するとともに、卒業後、新たに返還を開始するときは、納入通知書発行に先立ち、文書により納入期限及び納入額の事前案内を行い、納期限内の収入確保に努めている。

また、返還指導を業務とする奨学生指導員（特定業務職員3名）を設置し、係員と連携して、滞納者本人や連帯保証人等に対する電話、文書等での返還指導を行うほか、平成30年度からは回収困難な債権について債権回収会社への委託を開始し、令和3年度からは長期滞納債権を一律委託するなど収入未済額の縮減に取り組んでいる。

令和3年度末現在の未収額256,094,375円については、令和4年度に56,356,480円（うち委託先での収納分30,884,540円）を収納し、280,000円を不納欠損したことにより、令和5年度への滞納繰越額は199,457,895円となった。しかしながら、多量採用した時期（平成21年度前後）の奨学生が返還期にあることなどにより、令和4年度には新たに677件、45,588,400円の未収金が発生したため、令和4年度末現在の未収額は、過年度分と合わせて245,046,295円となった。

引き続き、奨学生指導員による初期の返還指導により、滞納の累積を防止していくとともに、回収のノウハウを有する専門業者を効果的に活用することにより、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

人 権 教 育 課 令和4年9月1日

（監査の結果）

地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額（円）			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
3年度	16,851,035	604,840,809	621,691,844	金額は各年度の決算による
2年度	18,768,350	596,871,677	615,640,027	
差引増減	1,917,315	7,969,132	6,051,817	

（措置の内容）

令和4年度における地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、23,085,695円の調定額に対し、収納額11,629,259円となっており、収納率は50.4%であった。未納者に対しては督促状の発行を行うほか、県担当者が奨学生であった者やその保護者、保証人と面談を実施して返還を促した。

滞納繰越分については、償還金の未納者に対して、各種通知文に未納額を掲載して納入を促すとともに、県担当者が奨学金関係者と面談するなどして返還指導を実施した結果、4年度中に14,581,937円を収納するなど、5年3月末現在では606,686,090円となったが、新たに4年度の未収金11,456,436円が発生したことから、4年度末の収入未済額は618,142,526円となっている。

平成23年度からすべての未納対象者に対し「未納状況通知書」を送付することで、さらに返還を促すとともに、25年度からは奨学生指導員を1名配置し、市町担当者や連携を密に図り、返還に係る相談者にも丁寧に対応している。また面接指導を行う等、係全体体制でより効果的な運用を図っている。

今後は、さらにきめ細かな返還指導を徹底し、債務者の返還意識の涵養を図ることで、納期内収入の確保と収入未済額の縮減に一層努めたい。

監査対象機関	監査年月日
公 営 企 業 管 理 局	
中 央 病 院	令和4年6月6日
今 治 病 院	令和4年6月1日
南 宇 和 病 院	令和4年5月31日
新 居 浜 病 院	令和4年6月1日

（監査の結果）

1 病院事業

(1) 個人医業未収金の納期到来分について、早期回収に引き続き努められたい。

（令和4年3月31日現在 単位：円）

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
中央病院	92,145,720	57,977,749	150,123,469
今治病院	14,228,350	15,443,757	29,672,107
南宇和病院	6,359,760	1,888,850	8,248,610

新居浜病院	22,674,491	11,493,695	34,168,186
計	135,408,321	86,804,051	222,212,372

(2) 医業外未収金の納期到来分について、早期回収により一層努められたい。

（令和4年3月31日現在 単位：円）

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
中央病院	357,394	3,776,540	4,133,934
今治病院	36,570	168,440	205,010
南宇和病院	72,220	29,700	101,920
新居浜病院	271,106	134,280	405,386
計	737,290	4,108,960	4,846,250

（措置の内容）

1 病院事業

(1) 令和4年度は、未収金回収業務をより効率的に実施するため、未収金担当者研修会を開催するなど、担当者のスキルアップに取り組んだ。

今後とも、各病院の担当者や弁護士事務所と連携を図るとともに、他県における効果的な取組みも参考にしながら、早期回収に努めたい。

（令和5年3月31日現在 単位：円）

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)	令和4年3月31日現在の未収金
中央病院	68,212,180	69,117,884	137,330,064	150,123,469
今治病院	13,027,138	20,930,146	33,957,284	29,672,107
南宇和病院	6,535,440	3,553,020	10,088,460	8,248,610
新居浜病院	18,120,159	15,636,837	33,756,996	34,168,186
計	105,894,917	109,237,887	215,132,804	222,212,372

(2) 医業外未収金についても、個人医業未収金と同様に、各病院の担当者や弁護士事務所と連携を図るなどして、早期回収に努めたい。

（令和5年3月31日現在 単位：円）

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)	令和4年3月31日現在の未収金
中央病院	335,274	5,443,468	5,778,742	4,133,934
今治病院	43,150	210,257	253,407	205,010
南宇和病院	72,940	60,480	133,420	101,920
新居浜病院	268,066	427,600	695,666	405,386
計	719,430	6,141,805	6,861,235	4,846,250

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和5年10月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党愛媛第1支部	浅湫和子	代表者	浅湫和子	谷川まゆみ	令和5年9月24日

○愛媛県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和5年10月10日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚岩男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県新居浜市第二支部	黒川洋介	令和5年9月29日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
村田よしの後援会	村田佳乃	令和5年8月31日
伊賀上明治後援会	高石通	令和5年9月8日